

独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院附属介護老人保健施設
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護重要事項説明書
 (令和8年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

	独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成11年5月1日
所在地	大津市富士見台16番1号
電話番号	077-537-3102
ファックス番号	077-537-3629
管理者名	中川 義久
介護保険指定番号	介護老人保健施設コード(2550180034)
入所定員	利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数
療養室	個室22床 2人部屋8床 4人部屋60床
通所定員	25名

(2) 事業目的と運営方針

趣旨

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する滋賀病院附属介護老人保健施設(以下「施設」という。)が実施する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するにあたり、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第15号)、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第16号)に定める規程により適正な運営を図ります。

目的

指定短期入所療養介護の提供にあたって、施設が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的としています。

指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたって、施設が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

この目的にそって、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

運営方針

- 1 施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 利用者等の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者等の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者等またはその代理人の同意を得ることとします。
- 7 施設は、入所者（利用者）の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設の従業者に対し、研修の機会を確保します。
- 8 施設を運営する当該法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- 9 施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けません

(3) 施設の職員体制

施設の従事者の職種、員数、職務内容等は、次のとおりです。

[1]	施設長	施設の運営管理に関すること	1名 (併設病院院長と兼務)
		従業者、業務の一元管理及び法令順守の指揮命令	
[2]	医師	医学的管理に関すること	1名以上
[3]	薬剤師	服薬管理に関すること	0.3名以上
[4]	看護職員	看護業務管理に関すること	10名以上
[5]	介護職員	介護業務管理に関すること	17名以上
[6]	支援相談員	相談援助業務管理に関すること	1名以上
[7]	理学療法士	リハビリテーション管理に関すること	3名以上
[8]	言語聴覚士	リハビリテーション管理に関すること	0.2名以上
[9]	管理栄養士	栄養管理・指導に関すること	1名以上
[10]	介護支援専門員	施設サービス計画作成に関すること	1名以上
[11]	調理師・調理員	食事調理に関すること	業務委託
[12]	事務員	各種事務処理に関すること	2名以上

※令和8年4月1日現在

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画〔介護予防短期入所療養介護計画〕の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時45分～ 8時45分
 - 昼食 11時45分～12時45分
 - 夕食 17時45分～18時45分
- ③ 入浴（一般浴槽・個別浴槽）

入所利用者は週に最低2回ご利用頂きます。但し、感染症蔓延時や利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション（個別リハ・集団リハ・レクリエーション）
- ⑦ 送迎（原則として、大津市富士見、膳所、晴嵐、石山、南郷、平野、長等、逢坂、中央学区とする。）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 理美容サービス（併設病院の売店が予約窓口で、別途料金が必要です。）
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくこともありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。詳しくは別紙「利用料金表」をご覧ください）

夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、この計画に基づき、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により、短期入所が必要となった場合であって、かつ居宅サービス計画において計画的に行うことには短期入所療養介護を緊急に行った場合、利用を開始した日から起算して7日を限度として加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	入所者ごとに担当者を定め、若年性認知症の入所者を受入れた場合に加算されます。
重度療養管理加算	<p>要介護4又は要介護5の利用者で、別に厚生労働大臣が定める状態（※）の利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行いかつ、療養上必要な措置を行った場合に加算されます。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める状態は、次のいずれかに該当する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ. 呼吸障害等により人工呼吸器を装着している状態 ハ. 中心静脈注射を実施している状態 ニ. 人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態 ホ. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ. 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の4級以上に該当し、かつストーマの処置を実施している状態 ト. 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態 チ. 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ. 気管切開が行われている状態
在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅱ）	在宅復帰・在宅療養支援加算等指標により算定した数が70以上である場合に加算されます。
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、10日を限度として1日につき加算することができます。
口腔連携強化加算	職員が利用者の口腔状態の評価を実施し、利用者らの同意を得たうえで、歯科医療機関とケアマネジャーにその評価結果を情報提供する場合に加算されます。

療養食加算	食事の提供が管理栄養士によって管理され、医師が発行した食事せんに基づき療養食を提供した場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等を導入し、業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出する場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合、勤続年数が10年以上の介護福祉士が100分の35以上である場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員の賃金の改善等を実施している施設に対する加算です。厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算（54/1000）されます。
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対してその居宅と当事業所との間の送迎を行った場合に加算されます。

② 支払方法

毎月10日過ぎに前月分の請求書を発行します。原則口座振替でお支払いください。（振替日：毎月20日）

③ 介護保険負担割合証

利用者負担は、利用者負担の割合欄に記載されている割合によって利用者負担金を計算いたします。適応期間欄に記載されている開始年月日～終了年月日の期間内の割合となります。

また、市町村の保険料滞納等の場合は10割を請求いたします。その場合、10割の領収証とサービス提供証明書を発行いたしますので、保険者に連絡し償還払いの手続きを行ってください。

④ その他

入所者（利用者）またはご家族の希望により日常生活に必要なもの（日用品費、教育娯楽費等）を施設が提供する場合は、入所者（利用者）のご負担となります。

4. 施設利用にあたっての留意事項（詳しくは「入所のご案内」をご覧ください）

面会	8：30～17：00までです。
外出	サービスステーションにお申し出ください。
飲酒・喫煙	飲酒は禁止・施設は敷地内禁煙です。
火気の手扱い	療養室内では火気は一切使用できません。
設備・備品の利用	施設内の機器・備品は大切にしてください。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物にはすべてお名前を記入してください。
金銭・貴重品の管理	貴重品は持参されないようにお願いします。 お金は小銭程度にしてください。

ペットの持ち込み	ペットの持ち込みはご遠慮ください。
洗濯	ご家族でお願いできない場合は、衣類洗濯業者を御紹介します。
受診等の付き添い	当施設の医師より病院等の受診の指示が、出たときは、ご家族のご協力が必要となります。

5. 非常災害対策

- ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、排煙装置
- ・ 防災訓練 年2回

非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

6. 身体の拘束等

当施設では、原則として入所者（利用者）に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際入所者（利用者）の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともにご家族に説明し、同意を得るものとします。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記の行為は禁止します。

- ・ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ・ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設では、別紙1に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応を行います。

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、1階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

9. 療養中の事故発生について

療養中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について診療録に記載するものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととします。

1 0. 個人情報の利用目的

当施設では、利用者及びご家族等の個人情報については、下記の目的に利用し、その取扱には、万全の態勢で取り組んでいます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて同意を得たうえで行うこととします。

①施設内での利用

- 1、利用者に提供する介護サービス
- 2、介護保険事務
- 3、入退所等の療養等管理
- 4、会計、経理
- 5、介護事故等の報告
- 6、当該利用者への介護サービスの向上
- 7、施設内で行われる学生等の実習への協力
- 8、介護の質の向上を目的とした事例研究
- 9、その他、利用者に係る管理運営業務

②施設外への情報提供としての利用

- 1、他の介護保険施設、病院、診療所、介護サービス事業者等との連携
- 2、他の介護保険施設・医療機関等からの照会への回答
- 3、利用者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4、検体検査業務等の業務委託
- 5、ご家族等への療養・病状説明
- 6、保険事務の委託
- 7、審査支払機関へのレセプトの提供
- 8、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 9、医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 10、その他、利用者への介護保険事務に関する利用

③その他の利用

- 1、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2、外部監査機関への情報提供

1 1. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では併設の滋賀病院の医科・歯科に協力をいただいておりますので利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。

また、ご家族に連絡させていただきますのでご協力下さい。

1 2. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意していますのでご請求ください。

1 3. 提携するサービスの第三者評価の実施はありません。

介護老人保健施設短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について、利用者（代理人）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 滋賀県大津市富士見台16番1号
名称 独立行政法人 地域医療機能推進機構
滋賀病院附属介護老人保健施設

説明者 氏名

私は、本書面に基づいて、独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院附属介護老人保健施設の職員から、上記重要事項の説明を受けたことを確認し同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<身元引受人>

住所

氏名

印

続柄

苦 情 処 理 体 制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 支援相談員
相談・苦情受付窓口連絡先 電話番号 077-537-3102
FAX 番号 077-537-3629

利用者からの苦情等の対応は、通常常設の窓口で支援相談員が対応し、休日及び夜間の場合は他の施設職員が対応し、支援相談員に連絡、指示を仰ぎ対応する。なお、支援相談員はその対応について施設管理者に報告する。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順

- ・利用者からの苦情→支援相談員→副施設長→施設幹部会議
- ・《対応困難・報告必要事項》副施設長→国民健康保険団体連合会

- ① 利用者からの苦情に対しては、まず支援相談員が対応し、副施設長に報告した上で
事項、内容等によっては、副施設長が直接対応する。
- ② 利用者からの苦情処理については、最優先事項として、迅速を心がけ、適切に対応する。
- ③ 併設病院の『医療安全対策室』と協同し、問題点等を検討し改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情に関して、副施設長サイドで対応が困難なとき、あるいは指導監督機関に報告が必要な事項については、国民健康保険団体連合会へ連絡する。
- ⑤ 利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。
- ⑥ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体が行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。
- ⑦ 苦情の内容、部内会議での検討事項は台帳に記録し、再発の防止に役立てる。

3 その他参考事項

○サービス提供の質を高めるため、介護支援専門員等施設職員に対する定期的な研修及びケース研究会議を行う。

○当施設以外にも、ご相談や苦情などについての窓口があります。

滋賀県国民健康保険団体連合会 (Tel 077-510-6605)

各市町役所介護保険担当 相談窓口 大津市介護保険課 (Tel 077-528-2753)

草津市介護保険課 (Tel 077-561-2369)

栗東市長寿福祉課 (Tel 077-551-0281)